

京都市老人短期入所施設条例施行規則の全部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第166号

京都市老人短期入所施設条例施行規則の全部を改正する規則

京都市老人短期入所施設条例施行規則の全部を次のように改正する。

京都市老人短期入所施設条例施行規則

(利用資格)

第1条 京都市老人短期入所施設条例（以下「条例」という。）第4条第5号に掲げる市長が適当と認める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 介護保険法第7条第1項に規定する要介護状態にあるおおむね60歳以上65歳未満の者で、その要介護状態の原因である身体上又は精神上的の障害が同条第3項第2号に規定する特定疾病以外によって生じたものであるもの
- (2) 介護保険法第7条第2項に規定する要支援状態にあるおおむね60歳以上65歳未満の者で、その要支援状態の原因である身体上又は精神上的の障害が同条第3項第2号に規定する特定疾病以外によって生じたものであるもの
- (3) 次に掲げる者で、災害、介護者の死亡等により緊急に利用させる特別の事情があると市長が認めるもの
  - ア おおむね60歳以上の者
  - イ 介護保険法第27条第9項（同法第28条第4項において準用する場合を含む。）又は同法第32条第8項（同法第33条第4項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けた者
  - ウ 介護保険法第31条第1項又は第34条第1項の規定により要介護認

定又は要支援認定の取消しを受けた者

- (4) 障害者自立支援法第19条第1項の規定により支給決定を受けた身体障害者（身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者をいう。）のうち、障害者自立支援法第5条第8項に規定する短期入所に係る介護給付費の支給の決定を受けたもの及び当該者とその障害の程度が同程度と認められる者
- (5) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第2項第4号（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）に規定する介護支援給付を受けている者（条例第4条第2号及び第3号に掲げる者を除く。）

（利用料金）

第2条 条例第6条第2項第3号に規定する別に定める利用料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。ただし、前条第5号に掲げる者については、当該利用料金を徴収しない。

- (1) 前条第1号に掲げる者 介護保険法第8条第9項に規定する短期入所生活介護に関し同法第41条第4項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の10分の1（6月当たりの老人短期入所施設又はこれに準じる施設の利用日数が8日以上である者に係る8日目以後の利用については、10分の2）に相当する額、同法第51条の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める費用の額及び同項第2号に規定する厚生労働大臣が定める費用の額の合計額
- (2) 前条第2号及び第3号に掲げる者 介護保険法第8条の2第9項に規定する介護予防短期入所生活介護に関し同法第53条第2項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の10分の1（6月当

たりの老人短期入所施設又はこれに準じる施設の利用日数が8日以上である者に係る8日目以後の利用については、10分の2)に相当する額、同法第61条の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める費用の額及び同項第2号に規定する厚生労働大臣が定める費用の額の合計額

- (3) 前条第4号に掲げる者 障害者自立支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び障害者自立支援法施行令第21条の3第1項に規定する食費等の基準費用額に相当する額の合計額

#### 附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)